

令和5年度 照度検査Ⅱ 要綱

3班担当

検査期間	10月11日(水)～11月10日(金)
検査対象教室	一般教室 2教室 コンピュータ教室 1教室 但し、コンピュータ教室を全く使用しない場合は、一般教室 3教室
検査時刻	午前10時から午後2時の間で実施
気象条件	特に指定なし
報告書提出期限	11月10日(金)
データ送付期限	11月10日(金)

☆検査および報告書記入上の注意点

- ①基準値 机上、黒板面とも300ルクス以上。500ルクス以上が望ましい
キーボード上 500～1000ルクスが望ましい
ディスプレイ垂直照度 100～500ルクス程度
- ②測定にあたり、照明器具は遅くとも測定前5分間は点灯し照度を安定させてから測定
なお、生徒は不在でも構わない。
- ③白衣は着用しない。(白衣からの反射によって照度が実際より高くなる様)
- ④カーテンは閉めること。ブラインドは状況に応じ調光を目的で使用する為、部分的に明るすぎる場合に角度を調整し使用する(遮光カーテンも状況により調整可)。カーテン、ブラインド使用した部位を線で記入
- ⑤照度測定値記入例
191ルクス→200ルクス 201ルクス→210ルクス
1449ルクス→1500ルクス 1450ルクス→1500ルクス
12300ルクス→13000ルクス
※有効数字は2桁です。3桁の場合下1桁0、4桁の場合下2桁は00。5桁は下3桁000です
- ⑥最大最少照度比は小数点切り上げ
2.2:1→3:1 2.9:1→3:1
- ⑦コンピュータ教室測定で、机上照度はキーボードの位置で測定
ディスプレイ画面垂直照度測定はディスプレイ画面を消した状態で測定
ディスプレイへの照明の写りこみとは、椅子に座ってCRT(ディスプレイ)を見た時
蛍光灯が光って見える場合が有りとなります
- ⑧まぶしさの判定基準
ア. 教室内の生徒から見て、黒板面の外側15度以内の範囲に輝きの強い光源(昼間の場合は窓)がないこと
イ. 見え方を妨害するような光沢が、黒板面及び机上面にないこと
ウ. 見え方を妨害するような電灯や明るい窓等が、テレビおよびディスプレイの画面の映じていないこと
- ⑨照度計は数が限られています。器具予約は不要ですが、検査終了後は速やかに返却して下さい
- ⑩報告書提出にあたり、記入漏れの無いように(特にカーテン・ブラインドの位置)お願いします
コンピュータ教室で測定無しの場合、報告書に「未使用」と記載をお願いします
- ⑪集計統一の為、検査一覧表記載の際に有無の記載は有り、無しではなく有もしくは無の一文字での記載をお願いします。
- ⑫検査表を市薬ホームページよりダウンロードしていただき、検査データ一覧表にデータ入力して薬事センターまでエクセルデータをメールで送信をお願いします